

【新旧対照表】JAL カードショッピングマイル規約の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です）

改定前	改定後
第4条（マイルの対象） —	第4条（マイルの対象） <u>3.JALカードOPクレジット会員のカード利用分のうち、当社および小田急電鉄株式会社が指定する場合についてはマイルは付与されず、カード利用金額に応じた小田急電鉄株式会社が指定するポイントが付与されます。</u>
<u>3.分割払いならびにリボルビング払いについては、購入金額がマイルの対象となります。</u>	<u>4.分割払いならびにリボルビング払いについては、購入金額がマイルの対象となります。</u>
<u>4.マイルの対象となるカード利用金額は、特約店での利用分を含め年間総額の上限を別途定める場合があります。</u>	<u>5.マイルの対象となるカード利用金額は、特約店での利用分を含め年間総額の上限を別途定める場合があります。</u>